

◎新潟県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
 - ・種類 妙高都市計画風致地区（妙高市決定）
 - ・名称 名香山風致地区
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課